

さいたま市特別職報酬等審議会

<第2回 資料>

開催日：平成27年10月28日（水）

場 所：ときわ会館5階 小ホール

<資 料 目 次>

1. 特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等 1
2. 地域手当の支給率の引上げを踏まえた市長及び副市長の給料月額の見直し . . . 2
3. 市長及び副市長の退職手当の支給割合の見直し 3

特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果				【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	期末手当にかかる審議内容・結果	改定月数	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数	期末・勤勉手当（ボーナス）		期末・勤勉手当（ボーナス）	
					改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
21	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	△0.20月	H21.12～	3.30月⇒3.10月	△0.35月 (H21.12～)	4.15月	△0.25月 (H21.12～)	3.10月
22	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	△0.15月	H22.12～	3.10月⇒2.95月	△0.20月 (H22.12～)	3.95月	△0.15月 (H22.12～)	2.95月
23	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
24	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
25	「据置き」を報告	(据置き)	—	2.95月	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
26	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月	0.15月 (H26.12～)	4.10月	0.15月 (H26.12～)	3.10月
27	【第1回審議会結果：改定（引上げ）】			3.10月⇒ 月	【H27.10.13人事委員会勧告】 0.10月 (H27.12～)	4.20月	【H27.8.6人事院勧告】 0.05月 (H27.12～)	3.15月

地域手当の支給率の引上げを踏まえた市長及び副市長の給料月額の見直し

月 例 給	=	給 料	+	<u>地 域 手 当</u>
				(給料月額 × 支給率)

● 現行

	市長	副市長
給料	1,243,000 円	977,000 円
地域手当 (12%)	149,160 円	117,240 円
計	1,392,160 円	1,094,240 円

● 給料月額の引下げ案

※現行の月例給の水準を維持するよう、給料月額を引下げ

【引下げ案①】

制度完成時の地域手当の支給率15%を踏まえた給料月額

制度完成時 平成30年度	市長	副市長
給料	1,210,000 円 (▲ 2.7%)	951,000 円 (▲ 2.7%)
地域手当 (15%)	181,500 円	142,650 円
計	1,391,500 円	1,093,650 円
現行額との差	▲ 660 円	▲ 590 円

※市長・副市長の職務は限られた任期の中で遂行されるものであり、小刻みな額改定に馴染まないという、これまでの審議会の意見と一致する。

【引下げ案②】

平成28年度の地域手当の支給率13%を踏まえた給料月額

平成28年度	市長	副市長
給料	1,232,000 円 (▲ 0.9%)	968,000 円 (▲ 0.9%)
地域手当 (13%)	160,160 円	125,840 円
計	1,392,160 円	1,093,840 円
現行額との差	0 円	▲ 400 円

※地域手当の支給率の段階的な引上げに合わせて、給料月額を都度、設定することにより、現行の月例給の水準を制度完成時まで、維持することが出来る。

市長及び副市長の退職手当の支給割合の見直し

【市長及び副市長の退職手当の算出方法】

退職手当	=	給料月額	×	支給割合	×	勤続月数
------	---	------	---	------	---	------

【支給割合の引下げ案】

	現行	引下げ案
市長	60/100	50/100
副市長	40/100	33/100

※一般職の支給水準の引下げ(87/104)を踏まえ、支給割合を引下げ

(参考) 引下げによる影響額

	現行	引下げ案	現行額との差
市長	35,798,400 円	29,832,000 円	▲ 5,966,400 円
副市長	18,758,400 円	15,475,680 円	▲ 3,282,720 円

※給料月額を現行の額、勤続月数を48月として、算出

(参考) 政令市における市長及び副市長の支給割合の状況 (平成27年9月1日現在)

	市長			副市長		
	引下げ前	引下げ後	差	引下げ前	引下げ後	差
引下げ済8市の平均	62/100	52/100	▲10/100	43/100	36/100	▲7/100
さいたま市(引下げ案)	60/100	50/100	▲10/100	40/100	33/100	▲7/100

※ 8市:札幌市、新潟市、川崎市、横浜市、京都市、北九州市、福岡市、熊本市